

第6回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（魚類）議事概要（案）

1. 日時 平成28年1月29日（金）13時～15時
2. 場所 一般財団法人 自然環境研究センター 7階 会議室
3. 出席者（敬称略）（委員）細谷 和海（座長）、中井 克樹、升間 主計、松田 征也（環境省）自然環境局野生生物課外来生物対策室長 曾宮、外来生物対策室長補佐 立田、外来生物対策係長 森川（農林水産省）大臣官房政策課環境政策室長補佐 畠沢

4. 議事概要

【今回指定の考え方について】

（事務局から資料1にもとづき説明）

- （中井委員）定着予防外来種のうち3種（レッドホースミノー、スポットテディラピア、オリノコセイルフィンキャットフィッシュ）だけが今回の指定に含まれていないが、何か理由があるのか。
（環境省 森川）利用者数と流通量が他の種と比べ圧倒的に多いという状況がある。このような種については今回は見送り、今後、積極的な普及啓発を行うことで被害の未然防止につなげたいと考えている。
- （升間委員）早急に指定した場合に遺棄の危険性があるものというのは具体的にはどのような状況が考えられるのか。
（環境省 森川）実際には既に飼育しているものは許可を得ることで飼育し続けることが出来る。しかし、飼養者が多い場合に、規制という情報だけが先行して伝わってしまうと、もう捨ててしまおうと考える人もいて遺棄が進んでしまう可能性がある。
（環境省 立田）過去にはカミツキガメでそういう事例があった。ただ、飼育個体の遺棄をおそれて指定を後回しにしているのは対策が進まないため、今回、猶予をもたせてその間に普及啓発を行うことを提案している。
- （松田委員）「その他の総合対策外来種」ではオオタナゴとコウライギギの2種だけが選ばれているが、他の種が漏れた理由は何か。カラドジョウなどは滋賀県で定着しており、それが外来種かどうか分からずに飼育されるケースがある。
（環境省 森川）今回の指定については、定着予防外来種をメインで考えており、総合対策外来種については、定着の初期段階で分布が限定的であり、早期に指定するこ

とで分布拡散防止など対策の効果が見込める種を対象とした。カラドジョウは分布拡大期～まん延期のため候補から外れている。

(環境省 立田) 特定外来生物に指定しないと問題視しないということではない。生態系被害防止外来種リストに掲載されている外来種は、外来種として生態系等への被害を及ぼすおそれのあるものであるという基本的な概念を伝えていくことを重視したい。今回見送る種はそういったものに該当すると考えている。

【特定外来生物等（魚類）の選定について】

(事務局から資料2、資料3を説明)

- (松田委員) コウライギギの属名が表の中で複数見られるので、統一されたい。
(事務局) *Tachysurus* 属に統一したい。

- (中井委員) 未判定外来生物等の整理について伺いたい。過去にオオクチバスの例ではサンフィッシュ科全種が未判定外来生物にされたように、特定外来生物の指定に伴い、同じ属のものが未判定外来生物に指定される傾向があると思う。今回はそのような属レベルでの新たな指定が無いようだが、在来種とは系統がかなり隔たっているものであれば属単位で未判定外来生物に入れるか、あるいは特定外来生物に指定しても良いのではないかと思う。
(環境省 森川) 定着予防外来種については、海外事例などの情報を基に種レベルでリストに掲載しているため、特定外来生物の指定も種レベルとしている。未判定外来生物については、現時点で追加指定することは考えていなかったが、ご指摘があれば国内の流通状況なども加味して検討する必要があると考えている。

- (中井委員) ピロディクティス属は1属1種のようなので、確認してほしい。
(事務局) 確認しておく。

- (松田委員) オオタナゴの種類名証明書添付生物はタナゴ属のみとなっているが、バラタナゴ属など他の属は入れなくてよいか。
(環境省 森川) 他の属にもオオタナゴとの識別が困難な種がいるということであれば、見直しを考える。
(細谷座長) タナゴは観賞魚としてだけでなく海産魚の餌としても生きたまま輸入されているという実情がある。そのような状況を勘案するとオオタナゴが属する属に絞った方が混乱が無いと思う。ここは環境省と座長で検討して決めることにしたい。

- (細谷座長) コウライギギの定着状況はどのような状況か。
(事務局 今井) 霞ヶ浦の状況をご存じの方に話を聞いたところ、コウライギギは既にほとんど採れなくなっているということだった。ただ、この状況が続く保証はなく、また西日本に運搬されてしまうと同属の希少種に影響を与えかねない。その意味で特定外来生物の候補としている。
(細谷座長) 確かに西日本へ導入された場合の影響は大きい。指定候補として適切だろう。

- (中井委員) 今回の候補のヨーロッパナマズ、コウライギギ、オオタナゴなどは温帯性の観賞魚が遺棄されたものと考えられるが、既に定着したものあるいは野外で捕獲例があるということで選ばれているように見える。本来は、定着していなくても実際に流通していて、遺棄や定着のおそれのある種についての対応を考えていかなければいけないが、流通している場合は未判定外来生物にすることができない。野外での確認事例を待たなければこれらの種への規制は難しいのだろうか。
(環境省 森川) 今回の侵入予防外来種の指定はまさにその対応となるものである。既に利用されていて、まだ野外で見られていないものについては、まずは海外での事例も含め被害の情報があれば生態系被害防止外来種リストへ掲載し、普及啓発を図っていく。また特定外来生物の指定だけではなく、リストが出来たことを踏まえて観賞魚業界の方々とも連携をして、未然防止をするための啓発をしていくことで対応したいと考えている。

- (細谷座長) ガンブシア・ホルブローキの識別については問題無いか。
(事務局 今井) 雄は、白黒のブチになるタイプと雌と同じような体色のタイプがあり、前者のような個体であれば外見で識別できる。また、生殖器の鰭条の構造を拡大して観察することが出来れば、それでも識別できる。ただし雌は難しい。グッピーとは鰭のつき方で識別が可能。
(中井委員) ガンブシア属に属する種はかなり多いはずだが、種類名証明書をガンブシア属としておこなうてよいか。
(事務局 今井) 海外の観賞魚図鑑などの資料によれば、特徴がはっきり出た雄であれば外見からの識別が可能だと考える。

- (細谷座長) 今回の対象は淡水魚の観賞魚が多いが、イクタルスの仲間は養殖対象種になり得るし、モロネ属などスズキの仲間は海産種苗が海外から入ってくる。こういったことの将来的な危険性についてはどう考えるか。
(升間委員) タイリクスズキはまだ養殖が続いている。白浜や和歌山でも釣れるという実績があり、分布は広がっているらしい。全国海水養魚協会からも情報をもらおう

と考えている。

(細谷座長) 台湾では、北米原産のイクタルスの仲間が釣りや観賞魚の両方で養殖対象とされており、ここを経由して二次的に大陸に広がっているようだ。そういった動きについても委員の先生方や水産庁の方で見ていただければと思う。

- (中井委員) ガーがこのような形で指定候補に挙がってきたことは良いことだと思う。2年間の猶予を持たせて指定するという方法はこれまでにあったのか、またそのような方法を現在検討している種が他にあるのかを聞かせて欲しい。さらに2年間とした根拠、また2年間でどのようなことをやろうと考えているのかを聞かせて欲しい。

(環境省 森川) 猶予を持たせて指定するのははじめての例であり、今年度の検討では他の分類群も含めて本種だけである。2年間というのは、これまでの観賞魚業界との話で「利用者や今のストックを考えると、すぐの指定は難しい。普及啓発の準備とそれを実際に周知していくための期間を考えると、1年間では足りない。」ということだったため、2年間という提案をしたところ。これまで、特定の業界と協力して、環境省で作成した資料を販売店で配るなどの対策を実施してきたが、今回もそのような形で対象を絞って注力しながら普及啓発を進めていくことを考えている。この点、良い知恵があればご教示いただきたい。

- (環境省 立田) 普及啓発については、爬虫類・両生類のグループ会合でも話題になった。爬虫類は動物愛護管理法で対面販売が義務づけられているが、両生類や魚類はその義務がない。そのような中で、購入者に責任を持って販売していただくことをいかに業界の方々と協力していけるかが重要であり、業界の協力を得るための時間が必要と考えている。

- (細谷座長) ガーをいきなり指定するのは確かに遺棄のリスクが高いだろう。むしろ混乱によって生物多様性を乱しかねない。業界と歩調を合わせながら啓発しつつ、猶予を持って進めていくのが現実的だろう。

(松田委員) カミツキガメが指定前に野外で多数発見されたという例もある。今回もその可能性は考えられるため、遺棄対策についてはしっかり考えた方がよいだろう。

- (中井委員) 飼育許可の条件はこれから規則で定めていくのだろうが、あまり許可申請の敷居が高くなりすぎないような配慮はあり得るのだろうか。ガーは過去に指定されたカミツキガメや特定動物のワニガメとは性質が違うものであり、アクアリストの方に話を聞くなどして、一般の飼育者が可能な良い着地点を見つけて欲しい。

(環境省 立田) 先日の両生類・爬虫類のグループ会合の時にも同様の指摘はいただいたところであり、実際の飼養者に近い方々のご意見を伺いながら検討したい。

- （細谷座長）議論は出尽くしたようだ。本専門家グループ会合の結論として、今回候補に挙げた 12 種を特定外来生物として提案することとしたいが、よろしいか。
（一同了承）

【その他】

- （中井委員）現在の生態系被害防止外来種リストに載っていない種で多数流通している種もある。これらの種について、危険な種が同属にいればリストアップするなど、リストの更新をすること、その方針を検討会でも議論して欲しい。
（細谷座長）了解した。検討会で今の意向を伝えていきたい。
（環境省 曾宮）しっかりと情報を集めた上で対応していくことが大事と考えている。

- （細谷座長）情報を集めて対応を進めていくためには連携が大事。国交省の河川水辺の国勢調査や水産庁の内水面の調査などもあるので、縦割りではなく積極的に省庁で連携をしていって欲しい。

以上